

公安委員会 説明資料No. 1	安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律による犯罪収益移転防止法の一部改正について	令和4年2月24日 刑 事 局
<p>1 概要</p> <p>(1) 資金決済に関する法律等の一部改正</p> <p>金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るため、電子情報処理組織を用いて移転することができる一定の通貨建資産等である電子決済手段の交換等を行う電子決済手段等取引業及び複数の金融機関等の委託を受けて為替取引に係る分析等を行う為替取引分析業の創設等の措置を講ずるもの。</p> <p>2 犯罪収益移転防止法の改正内容（資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の本則で改正）</p> <p>(1) 特定事業者への追加（第2条第2項関係）</p> <p>高額電子移転可能型前払式支払手段発行者、電子決済手段等取引業者、電子決済等取扱業者、信用金庫電子決済等取扱業者及び信用協同組合電子決済等取扱業者を特定事業者に追加。</p> <p>(2) 外国所在電子決済手段等取引業者との契約締結の際の確認義務に関する規定の整備（第10条の2関係）</p> <p>外国所在電子決済手段等取引業者との間で電子決済手段の移転のうち一定のものを継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、当該外国所在電子決済手段等取引業者が取引時確認等に相当する措置を的確に行うために必要な体制を整備していること等を確認する。</p> <p>(3) 電子決済手段の移転に係る通知義務に関する規定の整備（第10条の3関係）</p> <p>電子決済手段等取引業者は、顧客から依頼を受けて電子決済手段の移転のうち一定のものを行うときは、顧客の本人特定事項等を通知する。</p> <p>(4) 罰則規定の新設（第28条の2、第29条の2及び第29条の3関係）</p> <p>高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報、電子決済手段等取引用情報又は電子決済等利用情報の提供を受けた者等への罰則を新設。</p> <p>(5) その他所要の改正</p> <p>(1) に伴う条項番号の移動に対応するための所要の改正を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>4 今後の予定</p> <p>令和4年3月4日 閣議決定（予定）</p>		

公安委員会	「道路交通法の一部を改正する法律案」について	令和4年2月24日
説明資料No. 2		交通局

1 改正案の概要

- (1) 特定自動運行に係る許可制度の創設に関する規定の整備
 - ア 特定自動運行の定義等に関する規定の整備
 - イ 特定自動運行の許可に関する規定の整備
 - ウ 特定自動運行実施者等の遵守事項等に関する規定の整備
 - エ 特定自動運行実施者に対する行政処分等に関する規定の整備
- (2) 特定小型原動機付自転車及び遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定の整備
 - ア 特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する規定の整備
 - イ 遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定の整備
- (3) 特定免許情報の個人番号カードへの記録に関する規定の整備
 - ア 特定免許情報の個人番号カードへの記録等に関する規定の整備
 - イ 免許情報記録個人番号カードに関する規定等の整備
 - ウ 免許情報記録の有効期間の更新に係る規定等の整備
 - エ 運転免許証等の保管に関する規定の廃止等
 - オ 運転経歴の記録に関する規定の整備
- (4) その他
 - ア 通行させている者を歩行者とする車に関する規定の整備
 - イ 停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外する対象の拡大に関する規定の整備
 - ウ 自転車に乗車する者に対する乗車用ヘルメットの着用に係る努力義務
 - エ 安全運転管理者に関する規定の整備

2 施行期日

- 1 (4)イ及びエ関係：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日
- 1 (1)、(2)イ並びに(4)ア及びウ関係：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
- 1 (2)ア関係：公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日
- 1 (3)関係：公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

公安委員会	自動車安全運転センター交通事故証明書	令和4年2月24日
説明資料 No. 3	交付手数料変更の承認について	交通 局

1 概要

自動車安全運転センター（以下「センター」という。）が交付する「交通事故証明書」の手数料は、自動車安全運転センター法第30条第1項の規定に基づく自動車安全運転センター業務方法書第10条の規定により、センターが国家公安委員会の承認を受けて定めることとされているところ、手数料の変更についての承認の申請がなされたもの。

2 手数料額

交通事故証明書 1 通につき 600円 → 800円

3 変更の期日

令和4年4月1日

4 変更の理由

センターの証明書交付手数料については、定期的な見直しを行っているところ、利用者のサービス向上に資するシステム改修に伴う物件費の上昇などから、交付手数料の見直しを行うもの。

公安委員会	令和3年における日・米重大犯罪防止対処	令和4年2月24日
説明資料No. 4	協定(PCSC協定)の実施状況について	刑事局

1 協定について

「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(以下「協定」という。)は、査証免除制度の下での安全な国際的渡航を円滑化し、及び日・米両国の国民の安全を強化するため、必要な指紋情報等を交換する枠組みを定めたもの(平成31年1月5日発効)。

2 令和3年中の協定の実施状況

「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の適正な実施の確保に関する規則」(平成30年国家公安委員会規則第16号、以下「規則」という。)第7条の規定に基づき、協定の実施状況(令和3年中)について、以下のとおり報告する。

- (1) 警察庁が第一次照会で指紋情報の記録があるとして自動回答した件数(規則第7条第1項第1号関係) 1 件
- (2) 前記回答の第二次照会がないことに対する照会目的の説明を要請した件数(規則第7条第1項第2号関係) 2 件(※)
- ※ 上記2件のうち1件は令和2年に行われた第一次照会への自動回答に係るもの。
- (3) 合衆国連絡部局からの第二次照会の件数(規則第7条第1項第3号関係) 1 件
- (4) 合衆国連絡部局への第二次照会の回答の利用結果について通報を要請した件数(規則第7条第1項第4号関係) 1 件